

がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会開催要綱

1 趣旨

全国どこでも質の高い医療を受けることができるようがん医療水準の均てん化を推進するため、平成17年7月に「地域がん診療連携拠点病院のあり方に関する検討会」を開催し、指定要件の見直し等について検討を進め、平成18年2月に「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」を策定したところである。

厚生労働省健康局長は、この整備指針に基づき、がん診療連携拠点病院の指定のための検討会を開催するものである。

2 検討会の名称

「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」とする。

3 検討会構成員

構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。

4 構成員の任期等

- (1) 構成員の任期は2年とする。
- (2) 構成員は再任されることができる。

5 検討内容

「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に示す指定要件の充足度の検討及び適切な運営を行うに当たって必要な助言。

6 会議の開催について

会議は公開とする。

7 その他

- (1) 本検討会の庶務は、医政局指導課及び医政局看護課の協力を得て、健康局総務課がん対策推進室において行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議の上、定める。